

冬季暖房用得割契約
(ほかほか暖房プラン)
(選 択 約 款)

令和 元年 10月 1日実施

水 沢 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目的	P	1
2. 約款の変更	P	1
3. 用語の定義	P	1
4. 適用条件	P	2
5. 契約の締結	P	3
6. 使用量の算定	P	3
7. 料 金	P	4
8. 単位料金の調整	P	4
9. 設置の確認	P	5
10. 契約の変更又は解約	P	6
11. その他	P	6
付則			
1. 実施の期日	P	6
別表			
1. 適用区分	P	7
2. 早収料金の算定方法	P	7
3. 料金表	P	8

冬期暖房用得割契約約款

1. 目的

この冬季暖房用得割契約約款(以下「この選択約款」といいます。)は、暖房需要の促進又は開拓によりお客様の負荷調整を推進しつつ暖房分野の安定的供給を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「居住用途」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない用途をいいます。
- (3) 「業務用途」とは、上記で定めている「居住用途」以外で事務所などの事業場や飲食業またはサービス業など業務を行うために設備された部分がある用途をいいます。
- (4) 「医療用途」とは、病院や診療所など医療に伴う業務を行うために設備された部分がある

用途をいいます。

- (5) 「併用住宅」とは、上記で定めている居住用途と業務用途又は医療用途が併用している用途をいいます。
- (6) 「冬期」とは、11月分（10月検針日の翌日から11月検針日）から5月分（4月検針日の翌日から5月検針日）までをいいます。
- (7) 「その他期」とは、6月分（5月検針日の翌日から6月検針日）から10月分（9月検針日の翌日から10月検針日）までをいいます。
- (8) 「ハイブリットカウンタ」とは、設置されているガスメーターから発信されるパルス信号を基に10分毎に算出するガス流量の平均値が0.06立法メートル毎時以上を維持し、連続して30分以上測定した場合において、0.06立法メートル毎時以上0.54立法メートル時未満の範囲内（ただし、常時複数台の暖房機器を同時使用するなどの特別な状況において、上記で定めている当該ガス流量の範囲が適切でないと当社が判断する場合には、設定値の範囲を変更する場合がございます。）にある使用量の値を電子的に長時間積算値として加算し、記憶する装置をいいます。

なお、記憶した長時間積算値はハイブリットカウンタの液晶部分に表示することができ、スイッチ操作等で確認することができます。
- (9) 「長時間使用量」とは、ハイブリットカウンタの前回の検針日及び今回の検針日における長時間積算値（少数点以下の端数は読みません）により冬期に算定される料金算定期間の使用量をいいます。
- (10) 「通常使用量」とは、ガス小売供給約款「IV検針及び使用量の算定」により算定された料金算定期間の使用量から、長時間使用量を差し引いた使用量をいいます。
- (11) 「消費税等相当額」とは消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (12) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (13) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。
- (14) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」… 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものです。
- (15) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」… 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客様が、次の条件を満たす場合は当社に対し、この選択約款の適用を申込むことができます。

- ① ガス暖房機器を設置していること。
- ② ガス使用の用途区分が居住用途、業務用途または医療用途のうち併用住宅であること。
- ③ 当社所有のハイブリットカウンタを設置すること。

- ④ 供給するガス使用量が6立法メートル毎時以下の1個のガスメーターで計量されること。
- ⑤ 暖房機器の位置確認・使用場所への立ち入りを承認していただけること。

5. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合または、契約内容を変更する場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 当社が申込を承諾したときにこの選択約款が成立し、所定の申込書により申込んでいただきます。
- (3) ハイブリットカウンタは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設置工事費及び通信線を延長する際の配線工事費等）は当社にて負担します。
ただし、ハイブリットカウンタをガスメーターから離れた場所に設置する場合は、その費用をお客様にご負担していただく場合がございます。
- (4) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月の起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
なお、契約種別の変更の日は、定例検針日といたします。ただし、適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合は、適用条件を満たさなくなった日を契約種別の変更の日といたします。
 - ③ 契約期間満了時に先立って解約又は変更の申込みがない場合の契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (5) 本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客様が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別変更の場合はこの限りではありません。（(6)において同じ。）
- (6) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) その他期における各月の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。なお、長時間使用量は0立法メートルとみなします。
- (2) 冬期における各月の通常使用量及び長時間使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターとハイブリットカウンタにおける長時間使用分の値から算定いたします。
- (3) お客様が不在の場合やガスメーターの故障により、ガスメーター及びハイブリットカウンタの検針が出来なかった場合には、ガス小売供給約款18の規定に基づく使用量の算定と同様の取扱いにより、算定を行うものといたします。

- (4) 当社は、(3)の規定に関わらず、11月分の検針において長時間使用量の算定の結果がマイナスとなる場合及びお客様が不在で検針できなかった場合には、当該料金算定期間の長時間使用量は、0立方メートルといたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

また、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）

(3) 支払期限

- ① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- ② 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月31日から翌年1月3日までをいい、(1)においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋0.086円×原料価格変動額／100円

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－0.086円×原料価格変動額／100円

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

52,630円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)とトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.5128 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.5354 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に
掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額と
いたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上るとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満るとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

当社は、本契約をお客様と締結する際、契約条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。

この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議の上、この契約を変更又は解約することができます。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4に定める適用条件を満たさなかった場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相互にこの契約を解約することができます。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和元年 10月 1日から実施いたします。

(別 表) 適用区分

1. 適用区分

料金表①その他期における使用量及び冬期における通常使用量

料金表②冬期における長時間使用量

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

(1) 税抜表示

料金表①

使用量 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルに つき)
0立方メートルから 15立方メートルまで	700.0000円	193.3921円
15立方メートルを超え 162立方メートルまで	900.0000円	180.6659円
162立方メートルを超え る場合	2,910.0000円	168.2908円

料金表②

基本料金 (1ヶ月及びガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
315.0000円	122.0000円

(2) 税込表示

料金表①

使用量 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルに つき)
0立方メートルから 15立方メートルまで	770.0000円	212.7313円
15立方メートルを超え 162立方メートルまで	990.0000円	198.7324円
162立方メートルを超え る場合	3,201.0000円	185.1198円

料金表②

基本料金 (1ヶ月及びガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
346.5000円	134.2000円

(3) 調整単位料金

(1) の各基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

